

海幕衛第129号
令和4年3月17日

(宛先別添のとおり。) 殿

海上幕僚監部首席衛生官付衛生企画室長
(公 印 省 略)

医官が現場にいない場合の蘇生に関する処置判断について
(海上自衛隊メディカルコントロール協議会通知第7号)
(通知)

標記について、別紙のとおり実施されたく通知する。

なお、医官が現場にいない場合の蘇生に関する処置判断について(海上自衛隊メディカルコントロール協議会通知第7号)(通知)(海幕衛第88号。31.3.6)は廃止する。

関連文書：1 海幕衛第117号(令和4年3月17日)
2 海幕衛第125号(令和4年3月17日)

添付書類：別 紙

医官が現場にいない場合の蘇生に関する処置判断

1 蘇生を開始しない、または早期に中止する判断の基準 （「明らかに死亡している」判断）

- (1) 腐敗、頭部離断等の場合、または以下のすべてを満たす場合、衛生員等の判断により、「明らかに死亡している」として、蘇生は開始しない、または開始した蘇生を早期に中止することができる。チェックリストA（付紙第1）に記載する。
 - ア 心肺停止状態
 - イ 瞳孔散大、対光反射が全くない。
 - ウ 体温が感ぜられず、冷感が認められる。
 - エ 死後硬直または死斑がみとめられる。
- (2) ただし、明らかに死亡しているという先入観をもたず、聴診器、血圧計、心電図等を活用し的確に観察する。
- (3) 判断に迷う場合は、指示医に報告し、指示・指導・助言を受ける。

2 実施中の蘇生を中止する判断（医官の直接指示が得られる場合）

- (1) 以下を満たす場合、医官の助言を踏まえて、健康管理者（部隊等の長）に蘇生の中止を進言する。チェックリストB（付紙第2）に記載する。
 - ア 適切な蘇生処置を実施中である。
 - イ 心電図モニターで30分以上、心静止が持続している。
- (2) 助言を求められた医官は、実施されている蘇生処置の内容、傷病者の状態、搬送に関わる状況等を総合的に勘案して、蘇生中止に関する助言を行う。
- (3) 特に、低体温症、薬物中毒、外傷による心停止が疑われる場合は、慎重を期す。

3 実施中の蘇生を中止する判断（医官の直接指示が得られない場合）

- 60分以上の蘇生処置を実施し、かつ医官の助言を得ることができない場合、以下のア、またはイにあてはまれば健康管理者（部隊等の長）に蘇生中止を進言する。チェックリストC（付紙第3）に記載する。

ア 心電図モニターで60分以上、心静止が持続している。

イ 以下のすべてがあてはまる。

(ア) 心肺停止状態

(イ) 瞳孔散大、対光反射が全くない

(ウ) 体温が感ぜられず、冷感が認められる

(エ) 死後硬直または死斑が認められる

(オ) 心電図モニターで直近の20分以上、心静止が持続している。

- 4 本規定により判断を実施する場合は、所定のチェックリスト（A～C）を用いて記録し、事後検証票に添えて海上自衛隊メディカルコントロール協議会事務局へ提出する。

チェックリスト A

蘇生を開始しない、または早期に中止する判断

1または2に該当 ⇒ 蘇生を開始しないまたは早期に中止と判断

番号	確認事項	「明らかに死亡している」		判断日時		
		<input type="checkbox"/> YES	<input type="checkbox"/> No	月	日	
1	<input type="checkbox"/> 腐敗、頭部離断などにより、社会通念上「明らかに死亡している」 状況：			時	分	
2	<input type="checkbox"/> 心肺停止状態 <input type="checkbox"/> 瞳孔散大、対光反射が全くない。 <input type="checkbox"/> 体温が感ぜられず、冷感が認められる。 <input type="checkbox"/> 死後硬直または死斑が認められる。 その他の状況：			月	日	
		確認	衛生員：			
			衛生幹部：			
			健康管理者：			

(宛先)

自衛艦隊司令部幕僚長

護衛艦隊司令部幕僚長

航空集団司令部幕僚長

潜水艦隊司令部幕僚長

掃海隊群司令部幕僚長

教育航空集団司令部幕僚長

練習艦隊司令部首席幕僚

潜水医学実験隊司令

東京業務隊司令

第1術科学校総務部長

補給本部管理部長

自衛隊横須賀、呉病院長

各護衛隊群司令

各航空群司令

各潜水隊群司令

海洋業務・対潜支援群司令部首席幕僚

開発隊群司令部首席幕僚

各教育航空群司令部首席幕僚

各護衛隊司令

各潜水隊司令

各掃海隊司令

特別警備隊長

各基地隊司令

各衛生隊司令

各航空基地隊司令